

## 第5章 シリア・アラブ共和国



# シリア・アラブ共和国憲法

政令第 208 号

共和国大統領

1973 年 1 月 30 日及び 1973 年 2 月 20 日、シリア・アラブ共和国憲法制定のため召集された人民議会における人民議会決定に従い、

また、国民投票の実施に関する 1973 年 3 月 1 日付条令第 8 号により、

また、1973 年 3 月 12 日のシリア・アラブ共和国憲法に対する国民投票への国民の要請に関する 1973 年 3 月 3 日付政令第 199 号により、

また、憲法発布に対する国民投票の結果に関する 1973 年 3 月 13 日付内務大臣令第 166 号により、

下記の如く政令を発する。

## 第 1 条

本政令によりシリア・アラブ共和国憲法は官報で発布される。また、これは 1973 年 3 月 12 日付最新の国民投票による国民の選択であり、1973 年 3 月 13 日より効力を発する。

## 第 2 条

本政令は発布日より有効である。

1973 年 3 月 13 日、ヒジュラ暦 1393 年 2 月 9 日 ダマスカス

共和国大統領

ハーフィズ・アル・アサド

## 序文

アラブ共同体は、それが一つの統一された共同体であった時代には、人類の文明を建設するという偉大な役割を演じることができた。しかし、その民族的結合の紐帯が弱まった時、その文明的役割は減退し、植民地主義の征服の波がアラブ共同体の統一の希望を粉碎し、その領土を占領し、そしてその富を略奪した。

我がアラブ共同体は、それらの挑戦をはね除け、分割、搾取、またこの現実を克服しようとする能力を具えた信念とは相容れない後進性を拒否し、そしてその他自由な国々と共

に、文明と進歩の建設に素晴らしい役割を演じるために、歴史の舞台に戻る。

今世紀前半の終り、アラブ人民の闘いは露骨な植民地主義から解放を勝ち取ろうとするさまざまな国で広がり、より重要な位置を占めてきた。

アラブ人民大衆は自らの到達点として、また自らの犠牲の終着点として、独立を捉えたのではなく、自らの闘いを強固なものにする手段として独立を捉えたのであり、またアラブ共同体の統一、自由、社会主義というゴールに到達するための愛国的、進歩的な勢力の指導の下、帝国主義、シオニズム、また搾取する勢力に対する自らの継続的な闘いをより前進させるものとして、独立を捉えたのである。

シリア・アラブ共和国の人民大衆は、独立を達成した後も自らの闘いを続けてきた。そして、彼等は自らの進歩的な歩を通して、統一したアラブ社会主義社会を建設するための闘いを提供する一手段として権力を行使するアラブ・バアス社会主義党(以下バアス党)指導の下、1963年3月8日革命を引き起こすことによって偉大な勝利を得た。

バアス党は、アラブ世界で初めて、アラブ統一に革命的な意味付けを与え、民族主義者を社会主義闘争へと導いた運動であり、アラブ共同体の意志とその栄光ある過去をアラブ共同体に固く結び付けるであろう将来の希望を代弁する運動であり、またすべての人が希求する自由獲得のため重要な役割を演じる運動である。

また、バアス党は自らの戦闘的な闘争を通して、1970年11月16日矯正運動を起こし、我が国民の要求と期待に応えた。この矯正運動は極めて重要で、しかも質の高いものであったと同時に、党の精神、原則、目標を真に反映したものであった。それは、非常に多くの大衆が関心を持っている多くの重要プロジェクトを履行する上で必要な環境を作り出した。その最たるものは、アラブ人民が真に求めているアラブの統一という要請に応じてアラブ共和国連合国家を出現させたことであり、それは帝国主義、シオニズム、地域間の対立、及び分離主義運動に対する共同したアラブの闘いによって補強され、また覇権や搾取に対する今日のアラブ革命によって確固たるものになった。

矯正運動の指揮の下、我が人民大衆のため民族的統一の強化へ導く重要な一步が築かれた。また、バアス党の指導の下に、前進的考えを持った民族的、進歩的な戦線が我が人民の要求や関心に応えるために生まれ、アラブ革命の担い手を統一した政治組織のなかに統合させる方向へと導いた。

人民民主主義の原則に沿った我が人民の闘争を成就させるために作られた本憲法は、人民が未来へ進む上での明確な指針であり、国家の機能やそのさまざまな機関を調整するためのものであり、またその立法の源である。

憲法は以下の主要な原則を基礎としている。

- 1－包括的なアラブの革命は、アラブ共同体が切望している統一、自由、社会主義へ到達するために今日のかつ継続的に必要である。シリア地域(原文ではシリア・アラブ地域となっているが、この地域とは実質上国ないしは国家を意味している。以下シリア地域とある場合にはシリア国を指している。)の革命は、その包括的アラブ革命の一部である。すべての領域におけるそれらの政策はアラブ革命の全体的な戦略に依拠している。
- 2－個々に実現したとして、如何なるアラブの国であっても到達した如何なるものも、それらの範囲を十分に獲得することはできないであろうし、また達成しえたものがアラブの統一によって補強され、保持されない限り、ゆがみ易く後退しがちなものとなるであろう。同様に、如何なるアラブの国も帝国主義やシオニズムの片棒を担ぐ危険性があり、それは同時にアラブ全体を脅かす危険性を持っている。
- 3－アラブ社会が必要とすることに起因する必然性へと進むこと、またさらに社会主義秩序の樹立へと進むことは、同じくシオニズムや帝国主義との闘いにおけるアラブ大衆のさまざまな能力を結集するために基本的に必要なことである。
- 4－自由は神聖な権利であり、人民民主主義は国民自らが犠牲的で建設的能力を具えた威厳ある人間となり、自らが生まれ育った地を守り、そして自らが属する国のために犠牲を厭わないという自由の行使を国民に保証する理想的形態である。自らが生まれ育った地の自由は、その自由を享受する国民によってのみ守られ、その国民の自由は、経済的、社会的解放によってのみ成し遂げることができる。
- 5－アラブ革命運動は基本的に世界解放運動の一部であり、我がアラブ人民の闘争は自由、独立、進歩のための人民の闘争の一部分を成している。

本憲法は、自らの闘争が置かれている状況を強化し、大望ある未来へ前進するために、憲法の諸原則や法的諸規定に導かれた解放と建設のため闘い続ける我が人民大衆に対して行動の指針となるものである。

## 第1部 基本原則

### 第1章 政治原則

#### 第1条

- 1－シリア・アラブ共和国は民主的、人民的、社会主義的主権国家である。その領土は

何人も割譲することはできない。シリアはアラブ共和国連合の一員である。

2－シリア地域はアラブの一部である。

3－シリア地域の人々はアラブ共同体に属し、アラブ共同体の包括的な統一を成し遂げるため努力し闘う。

## 第2条

1－シリア地域の政府制度は共和制である。

2－主権は本憲法に従ってこれを行使する人民に帰す。

## 第3条

1－共和国大統領の宗教はイスラームである。

2－イスラーム法が法律の主な源である。

## 第4条

アラビア語が公用語である。

## 第5条

首都はダマスカスである。

## 第6条

国旗、紋章、そして国歌はアラブ共和国連合の国旗、紋章、国歌である。

## 第7条

憲法の誓いは以下の通り。

私は共和制、人民民主主義制を忠実に守り、憲法と法律を尊重し、人民の利益と国の安全を守り、そして統一、自由、社会主義というアラブ共同体の目標を実現させるために働き闘うことを全知全能の神に誓う。

## 第8条

バアス党が国家、社会の指導的党である。党は人民大衆の富を一つにし、アラブ共同体がめざす目的地へ人民大衆を導くように努める愛国的、進歩的戦線を指導する。

## 第9条

人民諸組織と諸公社は、社会の発展とその構成員の利益獲得のために働く人民の労働を包含した機関である。

## 第10条

人民諸評議会は、民主主義的方法で創設された機関であり、国民はそれらを通して国家を運営し社会を指導する上での諸権利を行使する。

## 第 11 条

軍並びにその他の国防諸組織は、領土の防衛と統一、自由、社会主義といった革命の目標を保護する責任を負っている。

## 第 12 条

国家は人民に従う。その諸機関は国民の基本的諸権利を守り、彼等の生活向上に努め、また自力発展実現のため政治諸組織の支援に努める。

## 第 2 章 経済的原則

## 第 13 条

- 1 - 国家の経済制度は社会主義計画経済であり、あらゆる搾取の形態を終焉させるよう努める。
- 2 - 地域経済(国家経済を指す)計画はアラブ全体の経済統合を目標に立案される。

## 第 14 条

所有権は以下の 3 種類に定める。

- 1 - 公的所有権、これは天然資源、公共事業、国有化された施設、企業、また国が設立した施設、企業を指す。国家は全人民の利益のためこの財産を管理し運営を監督する責任を負う。この財産を守るのは国民の義務である。
- 2 - 共同所有権、これは人民大衆や職業別の諸組織、製造部門、協同組合、その他の社会事業関連企業に属する財産を指す。法はその保護と支援を保証する。
- 3 - 私的所有権、これは個々人に属する財産を指す。法はこれを発展計画の枠組みのなかで国民経済に供する社会的に課された務めと定義する。この財産は人民の利益を損ねて使われてはならない。

## 第 15 条

- 1 - 私的所有権は公共の利益あるいは法の定めた適正な補償がない時、これを収用することはできない。
- 2 - 財産の公的な没収は認められる。
- 3 - 私的財産は法的手続きを通さない限り没収されることはない。
- 4 - 私的財産の没収は適正な補償がされれば法に基づいてこれが認められる。

## 第 16 条

法は不当な搾取から農民や農業労働者を保護することを保証し、また生産の増加を確実にする目的から農業に関する所有権を制限する。

#### 第 17 条

相続権は法に従って保証される。

#### 第 18 条

貯蓄は国家により保護され、奨励され、また組織的になされる国民の義務である。

#### 第 19 条

税は平等と社会正義の原則に則った公正と累進性を基礎として課せられる。

#### 第 20 条

個人及び共同の経済基金の利用は社会的必要性に合致し、国民所得を増加させ、また人民の繁栄に供するよう努めなければならない。

### 第 3 章 教育及び文化に関する原則

#### 第 21 条

教育及び文化に関わる制度は、自らの歴史や国土に対し理性を持って思いやり執着し、国の目標たる統一、自由、社会主義を達成させるため、また人道主義と進歩に努めようと闘う精神で満たされる社会主義、民族主義アラブの世代を創出することを目標としている。

#### 第 22 条

教育制度は、人民の絶え間ぬ進歩を保証し、また人民が常に発展を遂げる社会、経済、文化的な必要条件にそれ自体適合しなければならない。

#### 第 23 条

- 1－民族主義、社会主義教育は、統合された社会主義アラブ社会建設のための基礎である。それは、道徳観を強化すること、アラブ共同体のより高い理想に到達すること、社会を発展させること、人道主義の大義に供することに努めることである。国家はこの教育を奨励し保護する責任を負っている。
- 2－芸術的能力や才能を積極的に引き出すことは、社会の進歩と発展の重要な基礎である。芸術的創造は人民の生活に密接に関わっている。
- 3－スポーツ教育は社会建設のための一つの土台である。国家は身体的、精神的、道徳的に強い世代を創出するため、スポーツ教育を奨励する。

#### 第 24 条

- 1－科学、科学的研究、またすべての科学的成果は、社会主義アラブ社会の進歩にとって基本的要件である。国家により総合的な援助が広く行なわれる。
- 2－国家は人民の利益に供する作者、考案者の諸権利を保護する。

## 第4章 自由、権利、義務

### 第25条

- 1－自由は神聖な権利である。国家は国民の個人的自由を保護し、かれらの尊厳や安全を守る。
- 2－法の至上性は社会や国家において基本的原則である。
- 3－国民は、かれらの権利と義務において平等である。
- 4－国家は国民一人一人に機会均等の原則を保証する。

### 第26条

すべての国民は政治、経済、社会そして文化の諸活動に参加する権利を持っている。法はこの参加する権利を定める。

### 第27条

国民は法に従って権利を行使し、自由を享受できる。

### 第28条

- 1－被告は最終的判決により有罪が確定しない限り無罪とみなされる。
- 2－何人も法を無視して監視下に置かれたり、拘留されることはない。
- 3－何人も肉体的、精神的に拷問を受けたり、あるいは屈辱的な方法で処遇されることはない。
- 4－裁判での控訴、異議申し立て、弁護の権利は法により保証される。

### 第29条

犯罪ないし刑罰の決定は唯一、法によってのみなされる。

### 第30条

法は法制化された翌日に効力を持ち、遡及力を持たない。刑罰の対象を除いて、その反証が明記される。

### 第31条

家屋は犯すべからざるもの。法に明記された条件下以外で、そこに侵入ないし搜索することはできない。

### 第32条

郵便、通信のプライバシーは保護される。

### 第33条

- 1－国民は国土から追放されることはない。
- 2－すべての国民は裁判所命令ないし公衆衛生上必要な措置、また保安法によって禁じ

られない限り、国内を自由に移動する権利を持っている。

#### 第 34 条

政治難民は彼等の政治的信条あるいは彼等の自由を守る立場上引き渡されることはない。

#### 第 35 条

- 1 - 信仰の自由は保証される。国家はすべての宗教を尊重する。
- 2 - 国家は公共秩序を害さないという条件で、如何なる宗教儀礼もこれを保持する自由を保証する。

#### 第 36 条

- 1 - 労働はすべての国民の権利であり義務である。国家はすべての国民に労働を供給する義務がある。
- 2 - すべての国民は労働の性質や分野に従って賃金を得る権利を持っている。国家はこれを保証しなければならない。
- 3 - 国家は労働者のため労働時間を決め、社会保障を保証し、また休息や休暇の権利、さまざまな報酬や報償を法制化する。

#### 第 37 条

教育は国家により保証された権利である。初等教育は義務であり、その教育費はすべて無料である。国家は義務教育を他のレベルへ拡大させ、また社会や生産現場の要件に適度に調和させ、監督し、指導する義務を負う。

#### 第 38 条

すべての国民は言葉、文章、あるいはその他あらゆる手段で自らの考えを自由かつ公に表明する権利を持っている。また同様に、国民は皆、国内の安定や民族的集合体を防衛し、社会主義体制を強化するためであれば、指揮や建設的批判に参加する権利を持っている。国家は法に従って報道、印刷、出版の自由を保証する。

#### 第 39 条

国民は、憲法の枠内で平和的に集会を開き、示威行動をとる権利を持っている。法はこの権利の行使を定めている。

#### 第 40 条

- 1 - すべての国民は、国の安全を守り、憲法と社会主義連合の体制を尊重する義務を負う。
- 2 - 兵役は義務であり、法によりこれを定める。

#### 第 41 条

税の納付と一般支出は法に従って義務である。

#### 第 42 条

国の統一を守り、国家機密を保持することは、すべての国民の義務である。

#### 第 43 条

法はシリア国籍に関しこれを定め、また国籍離脱者やその子供、アラブ諸国民に対し特別の便宜を保証する。

#### 第 44 条

- 1 ー 家族は社会の基本的単位であり、国家より保護される。
- 2 ー 国家は結婚を保護しこれを奨励し、またこれを妨害する物理的、社会的な障害を除去する。国家は母子を保護し、また青少年の育成に努め、彼等の能力向上のためにより良い環境を提供する。

#### 第 45 条

国家は、女性が政治、社会、文化、経済の分野に十分かつ効果的に参加できるように、すべての機会を保証する。また、国家は女性の社会進出やアラブ社会主義社会の建設に参加することを妨げる制約を取り除く。

#### 第 46 条

- 1 ー 国家は、すべての国民と家族に対し、不慮の災害、疾病、障害などに見舞われたり、孤児、老人に対しては、これを守る。
- 2 ー 国家は国民の健康を守り、そのために保護、治療、薬剤を提供する。

#### 第 47 条

国家は文化的、社会的、厚生的なサービスを保証する。特に、生活水準の向上のために村落に対し、それらのサービス提供に責任を負う。

#### 第 48 条

民間セクターは、労働組合、社会・職業別団体、協同組合を創設する権利を持っている。団体の機構、対外関係、労働の分野は法により制約される。

#### 第 49 条

法により設立された民間団体は、下記の事項を実現するため、さまざまなセクター及び評議会に参加する。

- 1 ー アラブ社会主義社会の建設と体制の防衛。
- 2 ー 社会主義経済の立案と指導。

- 3－労働条件、安全、健康、文化並びに、団体メンバーに関わるその他すべての事柄の向上。
- 4－科学的、技術的進歩の達成と製造手段の向上。
- 5－政府機関に対する民間の監督。

## 第2部 国家の諸権限

### 第1章 立法権

#### 第50条

- 1－人民議会は本憲法の規定により立法権を掌る。
- 2－人民議会の議員は、選挙法の諸事項に従い、全国統一、無記名式、直接、平等の投票により選出される。

#### 第51条

人民議会は4年ごとに改選され、戦争状態の時のみ期限を延長できる。

#### 第52条

人民議会の議員は全人民の代表である。その権限は如何なる制限や状態によっても制約されることはない。議員は自らの名誉と良心に従い権限を行使しなければならない。

#### 第53条

法は人民議会の選挙区と議員の数を定め、その議員の少なくとも半数は労働者及び農民とする。また、法はその任期を定める。

#### 第54条

選挙人は住民登録済みで、選挙法に明記されている条件に合致した18才以上の国民である。

#### 第55条

法は一般投票及び国民投票に関しこれを定める。それは人民議会の議員により議決されたことを条件とする。

#### 第56条

公共部門の労働者を含む公務員は、法に定めた諸々の場合を除き、人民議会選挙に立候補することができる。当選人は議会参加のため離職することができ、そのポスト及び労働は保留され、離職期間は在職と見なされる。

## 第 57 条

選挙法は次の保証条項を含まなければならない。

- 1－選挙人の代表者を選出する自由と公正な選挙。
- 2－候補者の投票監視の権利。
- 3－不正手段で選挙人の意志を動かすことに対する罰則。

## 第 58 条

- 1－選挙は、議会の期限が切れた後 90 日以内に実施しなければならない。
- 2－人民議会は、仮に次の議会選挙が実施されなければ、法に従い再召集され、90 日を過ぎて召集された場合、新たな議会選挙が実施されるまで議員の職務に就く。

## 第 59 条

議員が誰であろうと、その議席が空席になった場合、議会の期限が 6 カ月を超えている時はその日から 90 日以内に新たな議員を選出しなければならない。その際、議員の任期は議会の期限とする。選挙法は議席の空席に際しての諸々の条件を定める。

## 第 60 条

- 1－人民議会は選挙結果の公表日より 15 日以内に、共和国大統領による法令の発布により召集される。仮に、議会開催の法令が発布されなかった場合は、法に従い 16 日目に議会は召集される。
- 2－第一回目の議会開催時に、議会は議長と官房を選出する。

## 第 61 条

人民議会は、年に 3 回の一般会期を召集し、臨時会期が召集される場合もある。会期の日時及び期間は議会日程担当部局がこれに当たる。議会は共和国大統領からの文書による要請、あるいは議員の 3 分の 1 以上の要請があった際に、議長の裁定により臨時会期を召集するものとする。

## 第 62 条

人民議会は、仮にある議員の職に関し最高憲法裁判所により調査が実施された場合、最高憲法裁判所が議会へ一カ月以内に公告し、その議員職の有効性について裁定する。人民議会議員の職は議員の多数決により無効とするかどうかを決定する。

## 第 63 条

議員に就く場合には、議員はそれぞれ議会の前で公に憲法第 7 条を宣誓しなければならない。

#### 第 64 条

議会議員の報酬と諸手当は、法に従ってこれを定める。

#### 第 65 条

人民議会は、議員の職務の仕方や義務履行の方法を調整するため、その下に内部組織を置く。

#### 第 66 条

人民議会議員は、如何なる出来事に対しても、また公開、非公開会期での投票、あるいはさまざまな委員会の活動に際して、当人が表明した如何なる意見に対しても、刑事、民事裁判所の法廷で弁明する義務を負っていない。

#### 第 67 条

人民議会議員は、会期中は免責特権を持つ。議員は犯罪を犯した容疑で逮捕されない限り、議会の事前の許可なくしては、如何なる議員に対しても刑罰を課すことはできない。議会が開かれていない時は、その許可は議会議長より得なければならない。その際は議会が開かれたら速やかに、議会はとるべき措置を通告する。

#### 第 68 条

- 1 - 議員は、如何なる活動においても、その地位を利用してはならない。
- 2 - 議員の職務と兼務できない活動に関しては、法によりこれを定める。

#### 第 69 条

- 1 - 人民議会議長は、議会を代表して署名し、演説する。
- 2 - 議会は議長の要請を受けて活動する特別護衛官を備える。銃器類を議会内へ持ち込むことは、議長の許可なくしてできない。

#### 第 70 条

人民議会議員は、議会の内部規定に従って、議会で議案を提出し、質問し、内閣あるいは大臣へ質問する権利を持っている。

#### 第 71 条

人民議会は以下の権限を掌る。

- 1 - 共和国大統領の任命。
- 2 - 法改正の承認。
- 3 - 政府の政策を討議。
- 4 - 予算及び開発計画案の承認。
- 5 - 国際条約、平和、同盟協約などの国家の安全保障に関わる合意、主権に関わるすべ

ての合意、あるいは外国企業、団体への許認可、また国庫予算に含まれない国庫の歳出を限定して譲渡する条令や合意、あるいは法律の諸条項の取り消しに関わる条令、合意、また実施されるべき新法令の発布を要請するための条令、合意の承認。

6－恩赦の承認。

7－議員の辞職に対する同意あるいは拒否。

8－内閣あるいは大臣への不信任。

#### 第 72 条

内閣あるいは大臣への審問なくして、内閣あるいは大臣を不信任にすることはない。不信任決議案の提出は少なくとも 5 分の 1 の議員の賛成により可能となる。内閣あるいは大臣の不信任は、議員の多数決で成立する。内閣が不信任された場合、首相は共和国大統領へ内閣の辞職を提出しなければならない。また大臣は、不信任されれば辞職しなければならない。

#### 第 73 条

人民議会はその権限行使の一環として、情報収集及び問題の真相究明のため、議員からなる臨時委員会を設置する。

#### 第 74 条

予算案は、会計年度の始まる 2 カ月前に人民議会へ提出される。また、予算は議会で承認されない限り、効力を持たない。

#### 第 75 条

予算に関する賛否の投票は省庁ごとに行なう。予算の立案方法は、法によりこれを定める。

#### 第 76 条

すべての会計年度は一つの予算とし、会計年度の開始は法によりこれを定める。

#### 第 77 条

仮に、新しい会計年度が始まる前に、予算案が人民議会で否決された場合、前年度の会計年度が新しい会計年度の承認まで効力を持つこととする。国家収入は会計年度として有効である限り、法に従って計上される。

#### 第 78 条

それぞれの予算の変更は、法の諸条令に従って許可されない限り、認められない。

#### 第 79 条

人民議会は、予算の立案過程において、歳入・歳出予算に手を加えることはできない。

## 第 80 条

人民議会は、予算承認後に新たな歳入・歳出に関する諸々の法を採決することができる。

## 第 81 条

法に従う以外に、税を課したり、修正したり、無効にしたりすることはできない。

## 第 82 条

会計年度の最終決算は、会計年度の最終年度 2 年以内に人民議会へ提出される。決算処理は法によりなされなければならない。決算に充当された総額は、予算に適合していなければならない、議会採決の案件である。

## 第 2 章 行政権

### 第 1 節 共和国大統領

## 第 83 条

共和国大統領候補者は、シリア国籍を持ち、それに相応しい政治家としての資質を持った、34 歳以上の成人でなければならない。

## 第 84 条

バアス党地域評議会の提案を受け、人民議会が共和国大統領選挙に関わる政令を發布する。

- 1 - 立候補者は有権者に国民投票を提案する。
- 2 - 国民投票は人民議会議長の要請を受けて実施される。
- 3 - 新大統領は現職大統領の任期終了前の 30 日以上 60 日以内に選出しなければならない。
- 4 - 候補者は全投票数の絶対過半数を得票すれば大統領に選出されるが、この絶対過半数を得ることができなかった場合、人民議会は他の候補者を選ばなければならない。その際、次の大統領選挙も同様の手続きを踏み、最初の国民投票の結果が発表されてから 1 カ月以内に実施されなければならない。

## 第 85 条

共和国大統領の任期は西暦で 7 年間とし、現職大統領の任期切れの日に始まる。

## 第 86 条

共和国大統領がその職務を遂行できない時は、一時的にせよ、副大統領がその任を遂行する。

## 第 87 条

共和国大統領が辞任を希望する場合は、自ら議会へ辞任を申し出なければならない。

## 第 88 条

第一副大統領、あるいは副大統領は、共和国大統領により任命され、仮に大統領が職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。仮に、職務不能が常態化した場合や死亡、あるいは辞職した場合、90 日を超えない期間内に憲法第 84 条に従い、新大統領選出のため国民投票が実施される。もし仮に、人民議会在解散していたり、あるいはその任期が 90 日以内に切れる場合には、第一副大統領が新しい人民議会の召集まで大統領の職務を代行する。

## 第 89 条

仮に、共和国大統領職が空白となり、副大統領が居ない場合には、首相が新大統領が 90 日以内に実施される国民投票で選出されるまで大統領の権限すべてを行使する。

## 第 90 条

共和国大統領は、その就任前に、憲法第 7 条に従って、人民議会で宣誓をしなくてはならない。

## 第 91 条

共和国大統領は、彼の責務に直接関わる行動に対して、大逆罪の場合を除き、責任を負うものではない。大統領を起訴する旨の要請は、人民議会議員の 3 分の 1 以上の賛成と、非公開特別議会の場で無記名投票により 3 分の 2 以上の賛成を得る必要がある。大統領の審理は、最高憲法裁判所でのみ行なわれる。

## 第 92 条

共和国大統領職の儀典、特権、及び報酬は法によりこれを定める。

## 第 93 条

- 1 - 共和国大統領は憲法を尊重し、公権力の職務、並びに国家機密の保全を保証する。
- 2 - 大統領は、憲法が規定する範囲内で国民のため行政権を行使する。

## 第 94 条

共和国大統領は、政府閣僚と協議しながら国家の基本政策を立案し、その履行を監督する。

## 第 95 条

共和国大統領は一人かそれ以上の副大統領を任命し、彼の職務の一部を副大統領へ委託する。また、大統領は同様に、首相と副首相、大臣と次官を任命し、彼等の辞職に同意し、また彼等を罷免することができる。

#### 第 96 条

副大統領は、職務遂行の前に、大統領の面前で憲法第 7 条の明文を宣誓しなければならない。

#### 第 97 条

共和国大統領は、自らを議長とする閣議を召集できる。また同様に、大統領は大臣に対し諸報告書の提出を要請できる。

#### 第 98 条

共和国大統領は人民議会で承認された諸々の法を発布するが、大統領はそれらを拒否することもでき、その場合には、大統領は 1 カ月以内に反対理由を明かにしなければならない。もし仮に、人民議会が再び 3 分の 2 の賛成でそれらを承認した場合は、大統領はそれらを発布しなければならない。

#### 第 99 条

共和国大統領は、実効法に従って、諸々の法令、決定、命令を発布する。

#### 第 100 条

共和国大統領は、人民議会による承認を受けて、宣戦布告、国民総動員、和平締結ができる。

#### 第 101 条

共和国大統領は、法に述べられている通り、非常事態を宣言し、また解除することができる。

#### 第 102 条

共和国大統領は、外国政府にそれぞれ外交団の長を派遣し、また外国の外交団の長からの信任状を受ける。

#### 第 103 条

共和国大統領は全軍の最高司令官である。大統領はこの権限を行使するため、必要とするあらゆる決定や命令を発布する。

#### 第 104 条

共和国大統領は、憲法の諸条項に従い、国内の諸条約及び諸合意を批准ないし廃棄することができる。

#### 第 105 条

共和国大統領は、恩赦及び名誉回復の諸決定を発出することができる。

#### 第 106 条

共和国大統領は、勲章を授与できる。

#### 第 107 条

- 1 共和国大統領は、理由を明かにした上で、人民議会を解散することができる。総選挙は解散日から 90 日以内に実施される。
- 2 大統領は、同じ理由で二度以上議会を解散することはできない。

#### 第 108 条

- 1 共和国大統領は、臨時議会を召集することができる。
- 2 大統領はまた、文書により議会で声明を出したり、議会で所信表明することができる。

#### 第 109 条

共和国大統領は、法に従い、一般公務員、軍人を任命し、また解雇できる。

#### 第 110 条

共和国大統領は、法案を立案し、承認を得るため人民議会へ提出することがある。

#### 第 111 条

- 1 共和国大統領は、議会の閉会中は立法権を掌る。ただし、彼により発布されたすべての法律は人民議会の次の会期中に議会へ付託される旨規定している。
- 2 大統領は、議会の会期中であっても、国益や国家の安全保障を守るために必要とされれば、立法権を掌ることができる。ただし、彼により発布されたすべての法律は人民議会の次の議会会期中に議会へ付託される旨規定している。
- 3 議会は、上記 1.及び 2.の規定により、また議会の出席議員の 3 分の 2 以上の賛成があれば法により、法律の廃棄あるいは修正ができる。ただし、その議員数は少なくとも全議員の絶対過半数であること、また修正あるいは廃棄はその法律が過去に遡って有効ではないことと規定されている。仮に、議会がこの法律を廃棄ないし修正しなかった場合は、法的に承認されたと見なし、これについて採決する必要はないものとする。
- 4 大統領は、現議会と新議会との間の空白期間においては、立法権を掌る。その際、大統領により発布された法律は議会へ付託されない。修正ないし廃棄の法的効力は、現行の法律と同じ扱いである。

#### 第 112 条

共和国大統領は、国家の最も大きな利害に関わる重要な問題について国民投票を実施す

ることができる。国民投票の結果は、公表日より拘束力を持ち、効力を発する。大統領がその結果を発表する。

#### 第 113 条

深刻な危機、国の統一や安全、あるいは独立を脅かす状況、また国家機関が憲法に則った責務を果たすことが困難な状況になった場合には、共和国大統領は直ちに状況に応じて必要とされる措置をとることができる。

#### 第 114 条

共和国大統領は、特別な機関、評議会、委員会を創設することができる。それらの機構の権限や管轄については創設決定に際して明記される。

### 第 2 節 閣議

#### 第 115 条

1 - 内閣は国家最高の執行及び行政機関である。内閣は内閣議長、副議長及び大臣からなる。また、内閣は法、条例、また国家の機構や諸機関を監督する。

2 - 内閣議長は、大臣の諸活動を監督する。

3 - 内閣議長、副議長、大臣、次官の報酬、給与は法によりこれを定める。

#### 第 116 条

内閣議長、副議長、大臣、次官は、新内閣が組閣された時はその都度、職務に就く前に、共和国大統領の面前で、憲法第 7 条に明記されている宣誓をしなければならない。内閣が再組閣された場合には、新任の大臣が宣誓を行なう。

#### 第 117 条

内閣議長及び大臣は、共和国大統領に対し責務を負う。

#### 第 118 条

1 - 内閣は組閣されれば、その政策や活動方針を文書にて人民議会へ提出する。

2 - 内閣は、開発計画の履行や生産の進捗状況に関し、年次報告を人民議会へ提出する。

#### 第 119 条

大臣は、その省庁において、最高の行政権限を持つ。大臣は、その省庁に関わる国政を掌る。

#### 第 120 条

大臣は、その在任中は如何なる私企業の役員会メンバーになること、その代理店として活動すること、如何なる商工業取引への参加、あるいは如何なる自由業に携わることも

認められない。また、大臣はその在任中、省庁、公共団体、国営企業などが行なっている契約、入札、業務に直接、間接を問わず関係することは認められない。

#### 第 121 条

大臣の民事及び刑事責任は法によりこれを定める。

#### 第 122 条

共和国大統領の任期切れ、あるいは如何なる理由にしろ大統領がその職務を果たすことが不可能になった場合、内閣は新大統領が新内閣を指名するまで国事に携わる。

#### 第 123 条

共和国大統領は、大臣がその在任中、あるいはその職務故に罪を犯した場合、憲法の条項及び法に従い、裁判に訴える権利を持つ。

#### 第 124 条

大臣が告訴され、起訴された場合、裁判所が判決を出すまで直ちに職務を停止しなければならない。大臣の辞職、あるいは罷免は公判を損なうものではない。公判及び控訴は法に従う。

#### 第 125 条

内閣メンバーと人民議会メンバーは兼任できる。

#### 第 126 条

大臣に適応できる条令は次官へも適応できる。

#### 第 127 条

内閣は下記の権限を持つ。

- 1－国政の立案及び執行に共和国大統領と共に参加。
- 2－省庁、公共団体、国営企業の仕事の監督、調整、並びに事後処理。
- 3－国家予算計画の立案。
- 4－法案の草稿。
- 5－開発計画、生産向上、資源開発及び経済発展や国家収入の増大などに関わる事柄を立案。
- 6－憲法の条項に沿った契約及び融資の認可。
- 7－憲法の条項に沿った合意及び条約の締結。
- 8－法の徹底化、国家の安全保障、並びに公民権や国益の保護。
- 9－法律や条令に従い行政上や執行上の決定を発布し、その履行を監督。

## 第 128 条

内閣の諸権限に加え、首相や大臣は法的効力を有する条令に記載されている諸責務を果たす。ただし、それらは憲法によりその他の国家の機関に与えられている権限と競合しないこととする。

### 第 3 節 地方人民議会

## 第 129 条

- 1－地方人民議会は、法に則った行政管轄内でその権限を行使する機関である。
- 2－行政管轄は法の諸条令に従って定義される。

## 第 130 条

地方人民議会の権限、議員の選出や設置の方法、議員の権利と責務、並びにこれに関わるすべての規則は法にこれを定める。

## 第 3 部 司法権

### 第 1 章 裁判官と検察官

## 第 131 条

司法権は独立している。共和国大統領は司法高等評議会の補佐のもこの独立性を保証する。

## 第 132 条

共和国大統領は司法高等評議会を統轄する。その設置の方法、権限、同様に内部の運営手続きなどは法がこれを定める。

## 第 133 条

- 1－裁判官は独立している。裁判官は法の支配以外何らの支配も受けない。
- 2－裁判官の尊厳、良心、不偏不党は権利と自由の証である。

## 第 134 条

判決はシリア国民の名において発せられる。

## 第 135 条

司法制度は、そのカテゴリー、タイプ、また裁判官の等級に従って法により組織される。また同様に、種々の裁判所における権限に関わる諸規則も法によりこれを定める。

## 第 136 条

裁判官の任期、昇格、転勤、研修、移動は、法によりこれを定める。

## 第 137 条

検察は、法務大臣を長とする単一の司法機関である。その機能、権限は法により組織される。

## 第 138 条

国家評議会は行政権限を行使する。その裁判官の任期、昇格、研修、移動は、法によりこれを定める。

## 第 2 章 最高憲法裁判所

### 第 139 条

最高憲法裁判所は、政令により、五人の判事で構成され、うち一人は裁判長、また五人全員共和国大統領により指名される。

### 第 140 条

最高憲法裁判所判事の職務は、大臣職や人民議会議員職と兼務することはできない。最高憲法裁判所判事の職は他の職と兼務することができない旨法により定めている。

### 第 141 条

最高憲法裁判所判事の任期は更新を条件として 4 年とする。

### 第 142 条

最高憲法裁判所判事は、法の規則に従う以外は、その職から罷免されることはない。

### 第 143 条

最高憲法裁判所の裁判長及び構成員全員、職務に就く前に、人民議会議長の立ち合いの下、共和国大統領の面前で以下の宣誓を行なう。

「私は我が国の憲法と法を尊重し、不偏不党と忠誠心を持って自らの職務を果たすことを全能の神に誓います。」

### 第 144 条

最高憲法裁判所は、人民議会総選挙に関わる特別控訴の合法性を裁定し、その裁決を文書にて人民議会へ提出する。

### 第 145 条

最高憲法裁判所は、下記の事項に従って、諸々の法律の合憲性を吟味し決定を下す。

- 1 共和国大統領、ないしは人民議会の 4 分の 1 以上の議員が法律の発布前にその法律の合憲性に異議を申し立てた場合、その法律の発布は訴えが提出された日から 15 日以内に最高憲法裁判所が法律に関して裁定を下すまで停止される。ただし、その法律が緊急を要する性質の場合、最高憲法裁判所は 7 日以内に裁定を下さなければな

らない。

2－人民議会の4分の1以上の議員が会期終了15日以内に法令の合憲性に異議を申し立てた場合、最高憲法裁判所は異議申し立てが提出された日から15日以内にそれについて裁定を下さなければならない。

3－最高憲法裁判所が、法律あるいは法令が憲法に適合しないと裁定した場合、憲法の条文に適合しない以上、これが遡及性を持っているとしても無効とされる。

#### 第146条

共和国大統領が国民投票に問い、国民が承認した法律の場合、最高憲法裁判所にはその法律に関し裁定を下す権利はない。

#### 第147条

最高憲法裁判所は、共和国大統領の要請があれば、法案、政令の合憲性、政令案の合法性についての意見を述べることができる。

#### 第148条

最高憲法裁判所の権限の範囲に関する審問及び判決手続きは法によりこれを定める。また、最高憲法裁判所判事の資格、給与、義務免除、特権、職責などの規定については法がこれを定める。

### 第3章 憲法改正

#### 第149条

1－共和国大統領並びに人民議会議員の3分の2以上の賛成があれば、憲法改正を提案する権利を持つ。

2－憲法改正の提案には、改正されるべき条文とその理由の明記が必要である。

3－提案の受け入れに際しては、人民議会が調査のための特別委員会を設置する。

4－人民議会は改正案を討議し、仮に議員の3分の2以上の賛成により承認されれば、憲法の改正は成立するが、その際大統領により承認される必要がある。そして、憲法の条文に加味されることとなる。

### 第4部 一般条項と暫定条項

#### 第150条

本憲法の序文は、憲法全体の一部と見なされる。

#### 第 151 条

本憲法は施行された日より 18 カ月が経過しなければ修正することはできない。

#### 第 152 条

最高憲法裁判所が構成員の交代の時期に、人民議会総選挙の有効性に関する訴えがあった場合、人民議会議長にこれが付託され、最高憲法裁判所が新たに組織されるまで、破毀院の本部機関が本訴えに関する審理権限を持つこととする。破毀院はその裁定を文書にて人民議会議長へ提出しなければならない。

#### 第 153 条

本憲法の発布前に発出され、有効な法令は、それが適法であれば、改正されるまで効力を持つ。

#### 第 154 条

共和国大統領の任期は、大統領選挙で当選が発表された日より西暦で 7 年間とする。

#### 第 155 条

人民議会の初回総選挙は、国民投票により承認された日から 90 日以内に憲法に則って実施される。

#### 第 156 条

共和国大統領は官報に本憲法を発表する。本憲法は、国民投票によりこれが承認された日より効力を持つ。

1973 年 3 月 13 日、ヒジュラ暦 1393 年 2 月 9 日 ダマスкас

共和国大統領

ハーフィズ・アル・アサド

(訳：宇野 昌樹)

# 解 説

宇野 昌樹

本憲法は、その冒頭の政令第 208 号に明記されているように、1973 年の 1 月 30 日及び翌 2 月 20 日に人民議会で承認され、3 月 12 日に実施された国民投票で支持され、翌 13 日より効力を持ち、現在に至っている。この国民投票では、実に 97.6%の圧倒的多数の賛成票を得たとされる。この解説では、まず憲法が如何なる歩みを経て成立に至ったのか、その歴史を概観し、次にこの憲法の性格や特徴などについて若干のコメントを述べてみたい。

シリアで初めて憲法制定の動きが具体的な形を持って起こるのは、フランスによる委任統治時代の 1920 年代後半のことであった。その背景には、フランスの委任統治支配に対してドゥルーズ派が 25 年に抗仏闘争を起こし、独立の要求が高まったことが挙げられる。フランス委任統治政府は、その気運を削ぐため、苦肉の策として憲法制定及び政党結成の準備を承認した。そこで憲法草案が作成され、28 年にはこれが国民議会に諮られ、圧倒的的支持を得て承認された。この憲法草案は、西欧の民主憲法に基礎を置き、自由選挙、法の前のすべての国民の平等、そして宗教の自由などを骨子とするものであった。しかし、委任統治政府の高等弁務官は、この草案に委任統治の事実が記載されていないことや歴史的シリアを実現させるとの政治的主張が盛り込まれていたことなどを理由にこれを拒否し国民議会を解散、さらに委任統治政府に不都合な条項を削除した上で 30 年に憲法を発布した。ただ、この 1930 年憲法はシリア独立後の 50 年まで効力を有していたものの、その実効性はほとんどなかった。

1946 年 4 月 17 日、フランス駐留軍が完全撤退し、名実共にシリアは独立を達成した。新生国家シリアがまずやるべきことは憲法制定の作業であった。しかしながら、独立当初は政治勢力間の対立や軍部の政治への介入などにより政情が極めて不安定で、しかも憲法草案の段階で国家の性格付け、つまり国家とイスラームの関係を如何に定義するかを巡って政党間で対立が激化、結局 50 年の憲法制定まで待たなければならなかった。

この 1950 年憲法は、シリアにおけるシリア人による最初の憲法であった。その特徴は、土地所有の制限、貧農への国有地払い下げ、農地の有効利用等農業の育成などを骨子として、独立間もないシリアが直面していた旧体制の打破と新体制の確立を如何に成し遂げるかという切実かつ困難な課題への積極的な取り組みが示されていることである。

シリアの政情は、しかしながら、有力政治家間の権力闘争、軍部の政治介入に加え、隣国イスラエルとの恒常的臨戦状態もあって一向に安定せず、クーデタが繰り返された。そのような情勢下、1953年新たに憲法が発布され、これにより大統領制システムが打ち出された。

ところで、シリアの支配政党であるバアス党(アラブ復興社会党)は、独立の翌年の1947年にバアス党とアラブ社会党が合併して作られた革新政党で、シリア共産党等の革新勢力と国民戦線を結成したり、軍部への影響力拡大を図るなどして有力な政治勢力となっていた。58年2月、同党は軍部と組んでエジプトとの合邦を断行し、アラブ連合共和国を成立させた。このエジプトとの合邦は、しかし、シリア側の不満増大などによる両国関係の冷却化により61年9月に破綻し、その間憲法は停止されることになった。

1961年2月、保守党を中心とした政府が組閣されるが、翌62年3月にはクーデタが起こって同政府が崩壊、新たに組閣された政府が1950年憲法を修正して暫定憲法を発布する。しかし、この政府も長続きせず、63年3月、軍部を中心とした革命評議会が同政府を打倒、それから間もなくして軍部と提携したバアス党が新政府を樹立、翌64年4月に新たな暫定憲法を発布した。

この1964年暫定憲法は、バアス党が政権を初めて掌握したことを反映して、同党の政治理念、「(アラブの)統一、自由、社会主義」のうち特に統一に関して、次のように謳っている。「シリアのアラブ人民はアラブ国家の一部であり、統一を信じ、その達成に向かって努力する。」 現憲法にも同様の文面があり、バアス党の政治理念が色濃く現われていると言えよう。

1963年3月の政変(63年3月革命)でバアス党が政権を奪取して以降、今日に至るまで同党が唯一の支配政党として君臨しているが、シリアの政情が安定化するのは67年6月の第三次中東戦争を挟んで70年11月、現憲法の発布者でもある故ハーフィズ・アル・アサド(以下アサド)大統領が国防相として無血クーデタを起こして政権を掌握して以降のことである。

この間、1969年5月に独立以来7度目となる新暫定憲法が承認され施行されている。同暫定憲法では、バアス党が社会及び国家を指導する旨党の役割を明確にしているが、条項の大半はこれまでの憲法の焼き増しであった。

1970年11月政権を掌握したアサド大統領は、翌71年に1969年暫定憲法の一部修正を行なう一方、これに代わる恒久的な憲法制定の準備を進めた。そして、73年1月30日、新憲法草案は人民議会で承認され、3月12日に実施された国民投票を経て公布された。こ

の憲法の制定という事業は、アサド政権の権力掌握とそれに伴う国内政治の安定化を背景として、初めて可能となったと言える。

しかし、この新憲法を巡っては、当初「国教はイスラームである」旨の条文がないことにシリア中西部の都市ハマスの民衆が怒って抗議デモを起こし、これが物価高に悩む大衆の不満や反体制勢力の運動にリンクして国内主要都市へ拡大して流血事件へ発展するなど、体制の在り方を根底から問う事態も現出している。政府は軍を動員して抗議行動を抑え込む一方、憲法第3条-1にあるように、「共和国大統領の宗教はイスラームである」旨の条文を憲法に挿入することを決めて、事態を収拾した。これは、国家の定義付けが如何にデリケートな問題を孕んでいるかを象徴する出来事であった。

1973年憲法は現憲法であるが、つい最近条文の一部改正が行なわれた。それは、2000年6月10日アサド大統領が死去、これに伴い大統領の年齢に関わる憲法第83条の条文が改正されたことである。具体的には、従来は大統領就任時の年齢が40才以上と制限していたのを34才以上に制限年齢を引き下げたのである。これは、アサド大統領の死去に伴い、次期大統領に次男のバッシャール・アル・アサド氏がバアス党の最高意志決定機関「地域評議会」で指名されたが、彼はその時点で34才と、憲法に従えば大統領に就任する資格を持っていないという事態が発生し、これに対処するために、急遽憲法第83条が改正されたのであった。

このような条文の改正は、現行憲法においても過去度々あったと想像される。例えば、1983年11月アサド大統領の健康悪化に端を発して権力内部で内紛が起こり、翌84年3月に副大統領制が初めて導入されるという事態になったが、この副大統領職に関わる条文が第88条、89条、95条、96条などにあり、これらの条文は副大統領制導入に伴い加筆修正したものと推察される。ただ、憲法の改正の内容、年月日など詳細については、現時点では資料的制約があって判然とせず、今後の課題とせざるを得ない。

憲法は国家の根本法であり、最高の法規として現実政治を規律していく力を持っている。すなわち、憲法は国家の性格付けを明示すると共に、国家の重要な機関、組織とその運用の仕方を規定し、国政が憲法で定めた基本的なルールに基づいて行なわれるように、一定の方向付けを与えるものである。そのような認識に立って、現憲法の特徴を幾つか列挙しておこう。

まず、憲法序文にあるように、バアス党の指導的な役割が強調され、条文第8条でもバアス党が国家、社会の指導的党である旨明記している点である。党の存在抜き憲法は考

えられず、党の理念が憲法に強く反映していることを暗示させる。実際、国政、とりわけ政治や軍に果たすバアス党の役割は大きく、権力中枢を握っているのは党幹部である。しかし、憲法の条文からはその顔がほとんど見えてこないのも事実であり、国政を掌る重要な機関としての党の憲法のなかでの不在は現状との乖離を感じさせる。

また、注目される点は、憲法の真髄とも言える第 1 条で、シリア・アラブ共和国がアラブ共同体統一国家実現までの過渡的な国家である旨謳っていることである。これは、憲法の序文でも強調されていることで、アラブの統一が政治の基本政策であることを強く印象付けるものと言える。

次は、大統領が副大統領、首相、大臣などを任命(第 95 条)、宣戦布告(第 100 条)、非常事態宣言(第 101 条)の権限を持ち、しかも全軍の最高司令官である(第 103 条)など、大統領に広汎な権力が与えられていることである。一個人への権力集中は、その人間を必要とあらば容易に罷免できるシステムが確立していなければ、独裁者を生み出す危険性を孕んでいる。憲法を見る限り、そのシステムは第 91 条に言う、人民議会と最高憲法裁判所に求められるが、果たして大統領個人による権力の乱用を防止し、その暴走を阻止し得るものかどうか、大統領への絶大な権力付与とその乱用防止策の間のアンバランスが際立っているように感じられる。

そして最後に、上述していることであるが、第 3 条で「大統領はイスラーム教徒であること」、そして「イスラーム法が法源である」旨謳っていることである。この条文は、ムスリム同胞団を初めとするイスラーム主義勢力への配慮を如実に示すものであり、その憲法への挿入は彼等との妥協の産物であるのは確かである。しかし、問題は、果たして第 35 条の 1 で謳っている、「信仰の自由は保証される。国家はすべての宗教を尊重する」との文言、バアス党の標語にある「自由」という文言、さらに言えば、社会主義の理念とこの第 3 条が整合性を持っているのかどうかである。イスラーム教徒以外の者が大統領選に出馬することも、また大統領になることも、その者の宗教故にできないのであれば、信仰の自由の保証、宗教への尊重、自由、社会主義理念はすべて空文となってしまう。この種の問題は、しかし、シリアに限らず、アラブ諸国のうち特に共和制をとる多くの国が同様に直面していることであり、憲法のなかで国家を如何に性格付けるか、換言すれば政治と宗教の関わりを憲法がどう定義するかという、正に国家の根幹に関わってくる事柄と言えよう。

2000 年 7 月 17 日、故アサド大統領の次男バッシャール・アル・アサド氏が大統領に就任した。シリアの最高権力者である大統領職がアサド家により世襲されたのである。無論、

憲法はこれを違憲とはしていない。しかし、政治体制として共和制を施行し、まして社会主義をめざす国家が父から子へ大統領職の継承を容認するという事態は、到底正常とは言えない。これを容認せざるを得なかった事情が対内的、対外的に多々あったことは、想像に難くない。しかし、大統領職の世襲が憲法に違反していないとは言え、憲法の理念からすれば、それに矛盾しているのは明白であり、このような権力者の世襲を生み出さない政治体制が確立されることが望まれる。憲法は、正にそのような政治体制の確立を促すためにあるのである。